

第27期

定時株主総会招集ご通知

27th

FGI

FinTech Global Incorporated

The firm of innovative financing

開催日時 ▶ 2021年12月21日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
開催場所 ▶ 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7

CONTENTS

第27期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
決議事項	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	
（添付書類）	
事業報告	20
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43

FGI フィンテック グローバル株式会社

証券コード：8789

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、インターネットまたは議決権行使書による議決権の事前行使をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ご来場の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

普通郵便等の配達日の繰り下げについて

2021年10月以降の普通郵便等について、配達日の繰り下げが段階的に行われており、従来より1日程度到着が遅くなる場合があります。

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合は、2021年12月20日（月曜日）午後5時30分までに到着したものが有効となりますので、お早めにご返送いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

(証券コード8789)
2021年12月1日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目1番1号
目黒セントラルスクエア15階
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉 井 信 光

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項中には、その決議に定足数を必要とする議案もございます。当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

お手数ながら5頁から19頁の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる方法】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年12月20日（月曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールB7
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第27期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第27期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令及び定款第15条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」については本書には掲載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fgi.co.jp/>）に掲載しております。なお、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告の一部であります。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fgi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

本総会におきましては、感染拡大防止のため、以下の対応を実施させていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 例年より会場内の座席の数を減らし、間隔を空けた配置とさせていただきますので、会場が満席となった場合は、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。
- 2 ご入場前にサーモカメラにより検温を実施させていただきます。発熱が認められた株主様や体調不良と見受けられる株主様には、スタッフがお声がけしてご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 3 当社の役員及びスタッフは、マスク・手袋等を着用させていただきます。ご来場される株主様におかれましても、マスクの着用及び会場に入場される際の手指の消毒にご協力をお願いいたします。なお、マスク未着用の株主様にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 4 ご来場の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。

なお、今後の感染拡大の状況や政府・行政からの要請等の内容により、本株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<http://www.fgi.co.jp/>）にてお知らせいたします。ご来場の際は、事前にご確認賜りますようお願いいたします。

4. 議決権の行使等についてのご案内

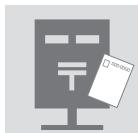
株主総会にご出席いただく場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時：2021年12月21日（火曜日）午前10時（受付開始:午前9時）

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。以下の行使期限までに当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。

行使期限：2021年12月20日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットにて議決権を行使いただく場合

⇒ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：2021年12月20日（月曜日）午後5時30分入力分まで

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、4頁の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

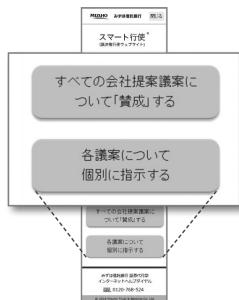
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
QRコードを読み取るアプリケーション（又は機能）が導入されていることが
必要です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は **1回のみ**。

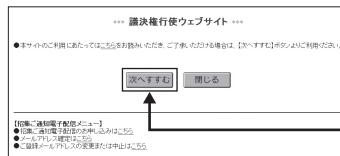
議決権行使後に賛否を修正する場合は、お手数ですが右記
「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で議決権
行使ウェブサイトへアクセスして、再度議決権行使をお願い
いたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移
できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

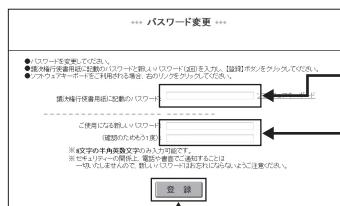
2 議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード(ID)」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力 ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更 いただく必要があります。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。
ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 (受付時間 平日 午前9時～午後9時)

株主總會参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	在任年数
1	たまいのぶみつ 玉井 信光 再任 男性	代表取締役社長 投資銀行本部長 営業推進グループ長	20/20回 (100%)	27年
2	せんだ たかし 千田 高 再任 男性	取締役 社長付 経理財務部/事 業統括部/人事総務部副管掌 人事総務部長代理	15/16回 (94%)	1年 (注) 2.
3	よしおか なおこ 吉岡 尚子 再任 女性	取締役	16/16回 (100%)	1年

- (注) 1. 在任年数は、本株主總會終結時のものです。
2. 千田 高氏は2017年12月から2019年12月まで取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任しており、通算では3年となります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1. 玉井 信光 (1963年6月11日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月	オリエント・リース(株) (現オリックス(株)) 入社	2019年10月	当社、代表取締役社長 兼 投資銀行本部長
1994年12月	当社設立、代表取締役社長	2019年11月	フィンテックM&Aソリューション(株)、代表取締役 (現任)
2009年6月	(株)公共財アセットマネジメント、代表取締役 (現任)	2021年10月	当社、代表取締役社長 投資銀行本部長 営業推進グループ長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)公共財アセットマネジメント 代表取締役
フィンテックM&Aソリューション(株) 代表取締役

所有する当社株式の数

10,095,500株

取締役在任年数 (本総会終結時)

27年

取締役候補者とした理由

玉井信光氏は、当社の創業以来、中堅企業、成長企業の皆様の財務戦略を支援するためのストラクチャードファイナンスに特化した「ブティック型 (専門的な) 投資銀行」である当社を牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。お客様のニーズにマッチしたオーダーメイドの資金調達の実現や、成長可能性のある企業や事業への投資により、当社の企業価値向上に貢献してきており、優れた経営執行能力を有しております。今後も同氏が持つ豊富な経験、見識及び強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上が期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係等

玉井信光氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第27期 (2021年9月期) における取締役会への出席状況

取締役会 20/20 回 (100%)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

せんだ たかし
2. 千田 高 (1967年8月4日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1991年4月	東邦生命保険相互会社（現ジブラルタ生命保険(株)）入社	2018年10月	当社、取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部/人事総務部管掌 経理財務部長兼人事総務部長
2004年12月	当社入社	2019年11月	(株)ムーミン物語、代表取締役社長
2008年4月	当社、管理本部 人事・総務部 部長	2019年12月	当社、上席執行役員 メツツァ事業担当
2011年7月	当社、執行役員 事業統括部 部長	2020年12月	当社、取締役 上席執行役員
2014年10月	当社、執行役員 経営管理部長	2021年11月	当社、取締役 社長付 経理財務部/事業統括部/人事総務部副管掌 人事総務部長代理（現任）
2015年12月	フィンテックアセットマネジメント(株)、監査役	2021年11月	(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング、監査役（現任）
2017年10月	FGIキャピタル・パートナーズ(株)、監査役		
2017年12月	当社、取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部管掌 経理財務部長		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社株式の数

60,800株

取締役在任年数（本総会終結時）

1年
（2017年12月から2019年12月までの当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）在任期間を含む通算は3年）

取締役候補者とした理由

千田高氏は、当社の経理財務部、事業統括部、人事総務部等の管理部門において責任者として携わり豊富な業務知識と経験を有しており、経営全般を熟知しております。さらに、当社取締役に就任後は、ガバナンス体制の強化にも貢献しております。この管理部門全般における豊富な経験や業務全般についての幅広い知見により、当社グループの企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

千田高氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第27期（2021年9月期）における取締役会への出席状況

取締役会 15/16 回（94%）

3. 吉岡 尚子 (1965年12月28日生)

よしおか

なおこ

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

2001年10月	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース (現PwC税理士法人) 入所	2012年7月	同社、取締役 企画管理本部長
2005年7月	(株)シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ入社	2014年7月	当社、グループ事業開発本部プリンシパルインベストメント事業部長
2007年6月	シンプレクス不動産投資顧問(株)出向 同社、ファンドマネジメント部長	2017年12月	当社、執行役員 プロジェクト推進部長
2011年4月	当社入社	2019年10月	フィンテックアセットマネジメント(株)、代表取締役社長 (現任)
2012年6月	フィンテックアセットマネジメント(株)、取締役	2020年12月	当社、取締役 (現任)

重要な兼職の状況

フィンテックアセットマネジメント(株) 代表取締役社長

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数 (本総会最終時)

1年

取締役候補者とした理由

吉岡尚子氏は、大手税理士法人や不動産投資顧問に勤務後、当社においてプリンシパルインベストメント事業部長、プロジェクト推進部長を歴任し、プライベートエクイティ業務や事業承継業務において豊富な業務経験を有しております。また、公認会計士の資格を有しており、会計と金融に関する幅広い知見を有しております。今後も主に、当社のプライベートエクイティ業務や当社子会社フィンテックアセットマネジメント(株)の資産投資業務等の分野において同氏の幅広い知見により、当社グループ全体の成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係等

当社は、吉岡 尚子氏が代表取締役社長である当社子会社フィンテックアセットマネジメント(株)が加入している公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会に対して、同氏が提出した連帯保証書に基づき、同氏が当協会に対するフィンテックアセットマネジメント(株)の選付充当金の納付義務に係る連帯保証債務を履行した場合に、10百万円を上限として補償する旨の契約を締結しております。

第27期 (2021年9月期) における取締役会への出席状況

取締役会 16/16 回 (100%)

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役川崎史顯、太田健一及び大山亨の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である社外取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	在任年数
1	かわさき ふみあき 川崎 史顯 再任 男性 社外 独立	取締役 監査等委員 (常勤)	20/20回 (100%)	12/12回 (100%)	2年 (6年)
2	おおやま とおる 大山 亨 再任 男性 社外 独立	取締役 監査等委員	18/20回 (90%)	12/12回 (100%)	2年 (15年 1ヶ月)

- (注) 1. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。
2. 在任年数の括弧内は、社外監査役在任期間を含む通算年数を記載しております。
3. 当社は川崎 史顯氏及び大山亨氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外としております。両候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

かわさき ふみあき
1. 川崎 史顯 (1943年10月26日生)

再任 社外 独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1968年3月	日本生命保険相互会社入社	2007年4月	当社、特別顧問
2000年3月	ニッセイ損害保険(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株))、常務取締役	2007年8月	マーシュジャパン(株)、エグゼクティブアドバイザー
2001年6月	ニッセイ同和損害保険(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株))、取締役	2009年1月	フェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパン、相談役
2002年6月	同社、常務取締役	2015年12月	当社、常勤監査役
2006年6月	同社、顧問	2019年12月	当社、取締役 常勤監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社株式の数

0株

社外取締役 (監査等委員) 在任年数 (本総会終結時)

2年
(社外監査役在任期間を含む通算は6年)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川崎史顯氏は、生命保険会社を経て損害保険会社の経営に携わり、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。また2015年12月より当社の常勤監査役または常勤監査等委員として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行ってまいりました。これらの経験と実績を引き続き当社の監査等に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

川崎史顯氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第27期 (2021年9月期) における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会 20/20 回 (100%)

監査等委員会 12/12 回 (100%)

独立役員

川崎史顯氏は、2015年12月の社外監査役就任前まで当社特別顧問であったことから、独立役員として指定してはおりませんでしたが、本総会終結時には6年経過し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、本議案をご承認いただいた場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。なお、同氏は当社及び当社子会社と取引関係がある日本生命保険相互会社、及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)の出身ですが、いずれも退職後10年以上経過しており、2021年9月期における当社及び当社子会社との取引の支払額または受取額は当社及び当社子会社、または各該当会社の連結売上高または経常収益の1%未満であることから、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。

おおよま とおる
2. 大山 亨 (1967年8月24日生)

再 任 社 外 独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1991年4月	山一証券(株)入社	2005年4月	(株)トラスティ・コンサルティング設立、代表取締役 (現任)
1998年4月	富士証券(株)入社	2007年1月	エフエックス・オンライン・ジャパン(株) (現IG証券(株))、社外監査役 (現任)
2000年10月	合併によりみずほ証券(株)移籍	2013年4月	当社、監査役
2001年3月	HSBC証券会社東京支店入社	2014年6月	(株)イオレ、社外監査役 (現任)
2002年2月	株式上場コンサルタントとして独立	2016年5月	(株)アズ企画設計、社外監査役 (現任)
2003年10月	(有)トラスティ・コンサルティング (現(有)セイレーン) 設立、代表取締役 (現任)	2019年12月	当社、取締役 監査等委員 (現任)
2004年6月	当社、社外監査役(2010年12月に退任)		

重要な兼職の状況

(有)セイレーン 代表取締役	(株)イオレ 社外監査役
(株)トラスティ・コンサルティング 代表取締役	(株)アズ企画設計 社外監査役
IG証券(株) 社外監査役	

所有する当社株式の数

212,500株

社外取締役 (監査等委員) 在任年数 (本総会終結時)

2年

(社外監査役在任期間を含む通算は15年1ヶ月)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大山亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、豊富な業務経験を通して、財務・会計に関する相当の知見を有しております。それらに基づき、客観的・中立的な立場から当社経営の監査・監督を行っていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

大山亨氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第27期 (2021年9月期) における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会 18/20 回 (90%) 監査等委員会 12/12 回 (100%)

独立役員

当社は大山亨氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

ご参考 第1号議案、第2号議案が承認可決されたのちの役員構成

各取締役候補者の主な専門的経験分野と特に期待する分野（最大5つ）等は以下の通りです。
（候補者の有する全ての知見を表すものではありません。）

就任後の役職	氏名	性別	主な専門的経験分野／特に期待する分野									就任後の主な役割・経歴・資格等	
			企業経営	国際性	業界知見	財務戦略 (ファイナンス)	会計	組織/人事/労務/人材開発	法務/コンプライアンス	リスク管理	ガバナンス		
代表取締役社長	玉井 信光	男性	○	○	○	○					○	(役割) 社長 投資銀行本部長 営業推進グループ長	
取締役 上席執行役員	千田 高	男性	○			○						○	(役割) 経理財務部/事業統括部/人事総務部管掌 人事総務部長
取締役	吉岡 尚子	女性	○	○	○	○	○						(役割) フィンテックアセットマネジメント㈱、 代表取締役社長 (経歴) 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース（現PwC税理士法人） (資格) 公認会計士登録 不動産証券化協会認定マスター
社外取締役 常勤監査等委員	川崎 史顯	男性	○									○	(役割) 監査等委員長 (経歴) 日本生命保険相互会社 支配人 ニッセイ同和損害保険㈱（現あいおいニッセイ同和損害保険㈱）、常務取締役
社外取締役 監査等委員	鈴木健次郎	男性		○		○	○				○	○	(役割) 当社、リスクマネジメント・コンプライアンス委員 (経歴) 国際復興開発銀行職員、ワシントン駐在大蔵省証券局証券市場課公社債市場室長 ㈱紀陽銀行、常務取締役
社外取締役 監査等委員	大山 亨	男性			○	○	○					○	(経歴) IPOコンサルティング会社経営 上場会社 社外役員

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である社外取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名		現在の当社における地位・担当				
のざき あつひこ 野崎 篤彦	<table border="1"><tr><td>社外</td><td>男性</td></tr><tr><td>独立</td><td></td></tr></table>	社外	男性	独立		—
社外	男性					
独立						

- (注) 1. 当社は、野崎篤彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、野崎篤彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外としております。野崎篤彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

のぎき あつひこ
野崎 篤彦 (1952年12月2日生)

社 外 独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1975年 4月	日本生命保険相互会社入社	2012年 6月	公益財団法人大阪対がん協会、監事（現任）
2001年 7月	同社、検査部長	2015年 6月	公益財団法人ニッセイ緑の財団、理事長
2004年 7月	同社、監査役	2018年 6月	公益財団法人日本生命済生会、顧問
2007年 3月	同社、常任監査役	2020年 8月	一般財団法人未来医療推進機構、参与（現任）
2008年 6月	近畿車輛(株)、社外監査役	2021年 6月	近畿車輛(株)、社外取締役（現任）
2008年 7月	財団法人(現公益財団法人)日本生命済生会、 理事長		

重要な兼職の状況

近畿車輛(株) 社外取締役

所有する当社株式の数

0株

社外取締役（監査等委員）在任年数（本総会終結時）

—

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野崎篤彦氏は、生命保険会社における要職を歴任するなど豊富な経験があり、監査に関する知見など幅広い見識を有しております。これらの経験、知見により当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくことは、当社のガバナンスの更なる高度化に貢献するものと判断して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

野崎篤彦氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第27期（2021年9月期）における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会 —

監査等委員会 —

独立役員

野崎篤彦氏が社外取締役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員とする予定であります。なお、同氏は当社及び当社子会社と取引関係がある日本生命保険相互会社の出身ですが、退職後10年以上経過しており、第27期（2021年9月期）における当社及び当社子会社との取引の支払額または受取額は当社及び当社子会社、または当該会社の連結売上高または経常収益の1%未満であることから、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。

第4号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員(契約社員及び嘱託含む。)並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本新株予約権は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第28期事業年度に係るものに限る。)が当社取締役会にて承認された場合には、当社が無償で本新株予約権を取得することができる取得条項付新株予約権であります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社従業員(契約社員及び嘱託含む。)並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

付与基準といたしましては、付与時点において当社従業員又は当社子会社の取締役若しくは従業員であり、かつ2021年9月末日時点で当社又は当社子会社に在籍していた者のうち、一部の者を対象とします。当社は、同種のストックオプション(新株予約権)を毎年継続的に発行してまいる予定でございます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

下記のとおりとします。

記

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,815個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式181,500株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権

(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2023年12月28日から2031年11月30日までの期間内で当社取締役会が定める期間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

以下のi、ii、iii、iv、v又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主

総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)若しくはviの場合、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- vi 親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第28期事業年度に係るものに限る。)の承認議案
- vii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合

- ⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
下記⑧に準じて決定する。
- ⑧ その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

3. 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議により定める。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度は、投資銀行事業において事業承継等のニーズに対応したプライベートエクイティ投資強化の方針のもと、案件の組成を推進しました。エンタテインメント・サービス事業では、ライセンス関連についてはブランディング強化によりムーミンの国内市場が拡大基調で推移したものの、メッツァについては新型コロナウイルス感染症の再拡大により2021年1月の2回目の緊急事態宣言以降、来園者数は低水準で留まったため、費用を抑制した収支均衡策を継続しました。

当連結会計年度の経営成績は、メッツァが低調であったものの、プライベートエクイティ投資案件の組成及び投資回収が順調に推移し、航空機アセットマネジメントも好調に推移した結果、売上高は8,107百万円（前連結会計年度比18.5%増）となり、売上総利益は原価率の低い投資銀行事業の業務受託等の売上高が伸長したことにより3,370百万円（前連結会計年度比45.7%増）となりました。販売費及び一般管理費は、メッツァにおける費用削減によって前連結会計年度比3.4%減の3,192百万円となった結果、営業利益は178百万円（前連結会計年度は992百万円の損失）、経常利益は115百万円（前連結会計年度は1,135百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は130百万円（前連結会計年度は1,186百万円の損失）となりました。

連結業績及びセグメント別業績の概要

(単位：百万円)

	第26期 (前連結会計年度)	第27期 (当連結会計年度)	増減額
売上高	6,841	8,107	1,266
投資銀行事業	2,525	4,061	1,536
公共コンサルティング事業	253	242	△11
エンタテインメント・サービス事業	4,304	4,106	△197
消去	△242	△303	△60
売上総利益	2,313	3,370	1,057
投資銀行事業	1,482	2,725	1,243
公共コンサルティング事業	151	148	△2
エンタテインメント・サービス事業	797	632	△165
消去	△118	△136	△18
営業利益又は営業損失 (△) (セグメント利益又は損失 (△))	△992	178	1,171
投資銀行事業	109	1,303	1,193
公共コンサルティング事業	△15	△3	11
エンタテインメント・サービス事業	△515	△501	14
消去又は全社費用	△571	△619	△48
経常利益又は経常損失 (△)	△1,135	115	1,251
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)	△1,444	118	1,562
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,186	130	1,316

セグメント別の業績は以下のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高又は振替高を含めた売上高で表示しております。

① 投資銀行事業

投資銀行事業では、事業承継などに関連する複数の業務を受託し、これらの案件へのプライベートエクイティ投資が回収に至りました。また、航空機アセットマネジメントにおいて、コロナ禍の影響により金融機関や所有者（レッサー）から機体検査や機体返還などの技術サービス提供依頼が増加しました。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は4,061百万円（前連結会計年度比60.8%増）、セグメント利益は1,303百万円（前連結会計年度比1,087.0%増）となりました。

② 公共コンサルティング事業

公共コンサルティング事業では、公会計事業として地方公共団体に対する統一的な基準による財務書類作成のコンサルティング業務に加え、財務分析レポート作成や公営企業会計導入、経営戦略策定等の受託業務について、大規模自治体を軸に営業活動を推進しました。このような中で、2021年1月に総務省から地方公共団体に対して個別施設計画等を踏まえた公共施設等総合管理計画の見直しを2022年3月までに行うことが求められたことから、見直し支援業務に関しても、積極的に営業活動を推進しました。

また、地方創生事業として市場拡大が見込まれるPPP／PFI手法の導入検討等の受託業務を推進しました。

以上の結果、公共コンサルティング事業の売上高は242百万円（前連結会計年度比4.5%減）、セグメント損失は3百万円（前連結会計年度は15百万円の損失）となりました。

③ エンタテインメント・サービス事業

エンタテインメント・サービス事業では、(株)ムーミン物語のムーミンバレーパークと(株)ライツ・アンド・ブランズのムーミンのライセンス事業を両輪として、ムーミンのブランディングを通じた国内市場拡大によるライセンス収入の拡大を基本戦略として事業を推進しました。

ムーミンバレーパークを含むメッツァでは、(株)ムーミン物語が万全の感染拡大防止策をとったうえで、各種イベント開催や環境演出の強化、アクセス方法の拡充などによって集客に努めました。メッツァの来園者数は、第1四半期に前期の第4四半期比で37.2%増の24万人と増加基調になったものの、第2四半期以降は緊急事態宣言等により低水準で推移して通算では前連結会計年度比で4.0%減の74万人となった結果、メッツァ関連の売上高は前連結会計年度比18.4%減の2,346百万円となりました。

ライセンス関連においては、日本国内におけるムーミンのライセンスを一括管理（翻訳出版権、テーマパーク、舞台芸術を除く）している(株)ライツ・アンド・ブランズが、コロ

ナ禍でもライセンスの総売上高を増加基調で推移させました。ムーミンのブランド価値向上のためのPR活動や、ライセンスと協力した様々な企画を投入した結果、コロナ禍での日用品やカジュアルウェアなどの「巣ごもり」需要の取り込みへつながり、ライセンス収入が増加しました。この結果、ライセンス関連の売上高は前連結会計年度比23.3%増の1,759百万円となりました。

以上の結果、エンタテインメント・サービス事業の売上高は4,106百万円（前連結会計年度比4.6%減）、セグメント損失は501百万円（前連結会計年度は515百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、186百万円であり、主なものはムーミンバレーパークにおけるコンテンツや展示施設への投資であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「すべての産業界へ革新的なストラクチャードファイナンスの効用を浸透させる」を経営基本方針として、後継者不足やコロナ禍による経営環境の悪化等、様々な経営課題を抱えた企業、及び「地方」の様々なプロジェクトのファイナンス・ニーズに対応するとともに、企業価値、資産価値の最大化を通じて、関係するすべてのステークホルダーの満足の実現と地域社会の発展に貢献してまいります。そのために、以下の課題に取り組んでおります。

- ① プライベートエクイティ投資の加速化に伴う組織体制、営業体制の強化。
- ② AUM(受託資産残高)の積み上げと管理体制の強化。
- ③ ファイナンスアレンジの為に顧客ニーズの掘り起しと人材育成。
- ④ 公共コンサルティング事業では、自治体への営業強化と効率的なマーケティング活動の推進。
- ⑤ エンタテインメント・サービス事業では、“Well-being”を新しいテーマとした運営形態の変更と、“One-Moomin”に連動した戦略の推進。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第24期 (2018年9月期)	第25期 (2019年9月期)	第26期 (2020年9月期)	第27期 (当連結会計年度 (2021年9月期))
売 上 高 (千円)	3,689,183	9,175,148	6,841,351	8,107,368
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△1,227,557	△1,850,684	△1,135,408	115,844
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△820,104	△1,586,671	△1,186,007	130,806
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△4.79	△8.08	△5.90	0.65
総 資 産 (千円)	14,016,272	19,025,014	16,583,548	16,457,588
純 資 産 (千円)	8,551,151	8,873,170	7,304,381	7,439,120
1株当たり純資産 (円)	39.31	37.03	31.12	31.47

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式
2. 売上高、経常利益又は経常損失 (△)、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(2) 会社の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第24期 (2018年9月期)	第25期 (2019年9月期)	第26期 (2020年9月期)	第27期 (当期) (2021年9月期)
売 上 高 (千円)	1,538,691	1,158,818	1,098,901	1,782,808
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△252,483	△1,527,843	△517,393	134,627
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	56,562	△1,388,919	△2,152,478	△238,509
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.33	△7.07	△10.70	△1.19
総 資 産 (千円)	11,219,450	11,485,606	8,669,237	8,575,948
純 資 産 (千円)	7,757,455	8,181,157	6,025,584	5,812,699
1株当たり純資産 (円)	41.48	40.43	29.72	28.59

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式
2. 売上高、経常利益又は経常損失 (△)、当期純利益又は当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（2021年9月30日現在）

会社名	資本金 又は出資金 (千円)	議決権比率	主な事業内容
フィンテックアセットマネジメント(株)	50,000	100.0%	・不動産投資運用 ・フィナンシャル・アドバイザリー業務
FGIキャピタル・パートナーズ(株)	50,000	100.0%	・投資運用、投資助言・代理業 ・オルタナティブ投資 ・ヘッジ・ファンド投資
SGL-Group B.V.	2,020千ユーロ	51.0% (51.0%)	・持株会社
SGL-Aviation Services B.V.	18千ユーロ	100.0% (100.0%)	・航空機アセットマネジメント ・航空技術アドバイザリー
(株)パブリック・マネジメント・ コンサルティング	20,000	83.8%	・財務書類作成支援、固定資産台帳整備 支援 ・PFI/PPP手法の導入検討支援
(株)ムーミン物語	2,151,221	43.5%	・テーマパーク事業
飯能地域資源活用合同会社	100	—	・不動産の取得、保有及び処分 ・不動産の賃貸及び管理
(株)ライツ・アンド・ブランズ	45,000	42.3% (42.3%)	・著作権の譲渡契約及び利用契約の仲介 ・アニメ放映権販売

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合を内数で記載しております。

4. 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

企業集団の主要な事業内容は、以下の通りであります。

(1) 投資銀行事業

・投資銀行業務

ファイナンス・アレンジメント業務、公共ファイナンス業務、フィナンシャル・アドバイザー業務、アセットマネジメント業務（不動産投資運用、投資ファンド運用等）、アセット投資、M&A仲介、航空機アセットマネジメント、航空機技術アドバイザー、航空機登録サービス

・企業投資

(2) 公共コンサルティング事業

財務書類作成支援、固定資産台帳整備支援、公営企業の経営戦略策定支援、PPP/PFI手法の導入検討支援

(3) エンタテインメント・サービス事業

テーマパークの開発・保有・管理・運営、著作権の譲渡契約及び利用契約の仲介、アニメ放映権販売

5. 企業集団の主要拠点等 (2021年9月30日現在)

(1) 当社の主要な営業所

本 社・・・東京都品川区

(2) 子会社の主要な営業所

会社名	本社
フィンテックアセットマネジメント(株)	東京都品川区
FGIキャピタル・パートナーズ(株)	東京都品川区
SGL-Group B.V.	オランダ王国アムステルダム
SGL-Aviation Services B.V.	オランダ王国アムステルダム
(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング	東京都品川区

会社名	本社
(株)ムーミン物語	埼玉県飯能市
飯能地域資源活用合同会社	埼玉県飯能市
(株)ライツ・アンド・ブランズ	東京都品川区

6. 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数
投資銀行事業	57名
公共コンサルティング事業	8名
エンタテインメント・サービス事業	63名
全社 (共通)	21名
合 計	149名

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員（派遣社員、契約社員、嘱託及びアルバイトの期中平均雇用人員(1日8時間換算) 209名)は含まれておりません。
2. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門の従業員であります。
3. 従業員数 (合計) は、前連結会計年度末に比べ7名減少しております。

7. 主要な借入先 (2021年9月30日現在)

借入先	借入金残高
飯能信用金庫	2,913,750千円
(株)埼玉りそな銀行	1,031,250千円
(株)武蔵野銀行	1,031,250千円
青梅信用金庫	971,250千円

Ⅱ. 会社の状況に関する事項 (2021年9月30日現在)

1. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 308,400,000株

(2) 発行済株式の総数 201,115,600株

(3) 株主数 30,315名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
玉井 信光	10,095,500	5.02
株式会社CAT-MY	10,000,000	4.97
楽天証券株式会社	3,926,700	1.95
藤井 優子	3,576,400	1.78
株式会社SBI証券	2,266,200	1.13
JPMBL RE CREDIT SUISE AG, SINGAPORE BRANCH CO LL EQUITY	2,183,500	1.09
小松 秀輝	2,000,000	0.99
田村 直丈	1,806,000	0.90
青島 正章	1,708,000	0.85
ロバート・ハースト	1,634,300	0.81

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2021年9月30日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 投資銀行本部長	玉 井 信 光	フィンテックM&Aソリューション(株) 代表取締役 (株)公共財アセットマネジメント 代表取締役
取締役副社長 上席執行役員 経理財務部/事業統括 部/人事総務部 管掌 人事総務部長	鷲 本 晴 吾	
取 締 役 上 席 執 行 役 員	千 田 高	(株)ムーミン物語 代表取締役社長
取 締 役	吉 岡 尚 子	フィンテックアセットマネジメント(株) 代表取締役社長
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	川 崎 史 顯	
取 締 役 監 査 等 委 員	太 田 健 一	(株)ノムラシステムコーポレーション 社外取締役
取 締 役 監 査 等 委 員	鈴 木 健 次 郎	
取 締 役 監 査 等 委 員	大 山 亨	(株)トラスティ・コンサルティング 代表取締役 (有)セイレーン 代表取締役 IG証券(株) 社外監査役 (株)イオレ 社外監査役 (株)アズ企画設計 社外監査役

- (注) 1. 2020年12月22日開催の第26期定時株主総会において、千田 高及び吉岡尚子の両氏は取締役に、鈴木健次郎氏は取締役 監査等委員に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 監査等委員 川崎史顯、太田健一、鈴木健次郎及び大山 亨の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。また取締役 監査等委員 太田健一、鈴木健次郎及び大山 亨の3氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。
3. 当社は、重要な社内会議への出席及び内部監査部門等との十分な連携を通じ、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役 監査等委員 太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年企業成長を支えてきたことや、国立研究開発法人科学技術振興機構の「A-STEP」[NexTEP] プログラムにおける財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役 監査等委員 鈴木健次郎氏は金融行政及び金融業界における要職を歴任するなど豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役 監査等委員 大山 亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 監査等委員 太田健一及び大山 亨の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

6. 取締役 監査等委員 大山 亨氏は、2020年10月29日付でウインテスト(株)の社外取締役（監査等委員）を退任しました。
7. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任日	退任事由	退任時の重要な兼職の状況
取締役 監査等委員	木村 喬	2020年 12月22日	辞任	(株)ベルウェザー 代表取締役 やまと監査法人 代表社員 やまと税理士法人 代表社員 やまとパートナーズ(株) 取締役 (株)エスクリ 社外取締役

(注) 木村 喬氏が兼職していた他の法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

8. 当事業年度末日後に取締役の地位及び担当について、次のとおり異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
玉井 信光	代表取締役社長 兼 投資銀行本部長	代表取締役社長 投資銀行本部長 営業推進グループ長	2021年10月11日
千田 高	取締役 上席執行役員	取締役 社長付 経理財務部/事業統括部/人事総務部副管掌 人事総務部長代理	2021年11月1日

9. 当事業年度末日後に取締役の重要な兼職について、次のとおり異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
鷲本 晴吾	—	(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング 代表取締役社長	2021年11月1日
千田 高	(株)ムーミン物語 代表取締役社長	—	2021年11月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役全員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、1年ごとに契約更新しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社10社の取締役、監査役、執行役員及びその他の重要な使用者であり、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等 (ストックオプション)	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	119	101	17	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	26 (26)	26 (26)	— (—)	5 (5)
合計 (うち社外取締役)	145 (26)	127 (26)	17 (—)	9 (5)

- (注) 1. 上記には、2020年12月22日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名(社外取締役)を含めております。
2. 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名(うち社外取締役0名)です。また、同総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額37,500千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は2名です。
3. 当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

- ② 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、②から④までにおいて同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「報酬決定方針」という。）に関する事項

i 報酬決定方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬等の基本方針は、以下の通りとする。

- ・ 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進し、短期のみではなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める報酬制度とする。
- ・ 優秀な人材を確保・維持するために相応しい報酬水準とする。

2) 報酬構成

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬と、退職慰労金的性格を有する株式報酬型ストックオプションで構成する。

- 3) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績、前年度の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等、他社水準、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定するものとする。

- 4) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権とし、取締役に対して、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、事業年度毎に割り当てる。当該報酬等の額は、退職慰労金的性格に鑑み、取締役の基本報酬（固定報酬）の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとする。本新株予約権は、長期インセンティブとするため、取締役等を退任しないと権利行使ができない旨の条件を付し、株式1株当たりの払込金額を1円とし、当社普通株式の交付を受けることができる内容とする。また、本新株予約権の総数は、各事業年度で3,000個（各新株予約権の目的である株式の数は100株。株式分割等を行う場合は調整。）を上限とする。

5) 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については特に定めないが、非金銭報酬等である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、基本報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとする。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、基本報酬の額については取締役会の決議により代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、代表取締役社長は上記3)の方針に基づき各取締役を評価して原案を作成する。原案については、社外取締役である常勤監査等委員がその算定根拠等の妥当性を確認して、代表取締役社長はこの確認後の内容によって決定するものとする。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等については、取締役会が上記4)の方針に基づき、個人別の割当する新株予約権の数等を決議することによって決定するものとする。

ii 報酬決定方針の決定方法

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進するような報酬制度とする考えのもとで、代表取締役社長が報酬決定方針の原案を作成し、4名の社外取締役で構成する監査等委員会で原案について審議したうえで、2021年2月19日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2020年12月22日開催の取締役会にて、基本報酬について代表取締役社長兼投資銀行本部長 玉井信光に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。

その権限は、代表取締役社長が各取締役の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等について評価を行って報酬額の原案を作成した後、社外取締役である常勤監査等委員がその算定根拠等の妥当性を確認して、代表取締役社長はこの確認後の内容によって決定することであります。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長が全体業績を俯瞰しつつ各取締役の経営責任等の評価を行うための最も多くの情報を把握していることから、公正に評価することができる立場にあるためです。

- ④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、基本報酬について取締役の個人別の報酬額の決定が代表取締役社長によって適切に行われるよう、社外取締役である常勤監査等委員が確認する措置を講じており、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会はその決定内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等については、取締役会において決定方針との整合性を含めた検討を行っていることから、取締役会は報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

- ⑤ 監査等委員である取締役の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社取締役会は、監査等委員である取締役の報酬等については、その役割の観点から基本報酬にのみで構成し、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定することとしています。

(5) 社外役員に関する事項
 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況 及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 常勤監査等委員	川 崎 史 顯	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験を活かし、また、子会社の監査役等との協議を通じて子会社各社の経営上の課題やリスク等を把握したうえで、常勤監査等委員として、当社の経営の重要事項の決定や業務執行等について助言及び提言を行っております。
取締役 監査等委員	太 田 健 一	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会12回全てに出席し、ベンチャーキャピタリストとして多くの企業の成長を支えてきた豊富な経験と知見から、投資銀行事業における投融資のリスク等について助言及び提言を行っております。
取締役 監査等委員	鈴 木 健次郎	就任後開催の取締役会16回及び監査等委員会10回全てに出席し、金融行政及び金融業界における要職を歴任した豊富な経験と知見より、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から適宜必要な助言及び提言を行っております。
取締役 監査等委員	大 山 亨	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回及び監査等委員会12回全てに出席し、株式上場コンサルタントとしての豊富な経験・見識から、必要に応じて市場の動向・経営管理・リスク管理等について助言及び提言を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,167,569	流 動 負 債	2,391,910
現金及び預金	2,379,230	支払手形及び買掛金	130,687
受取手形及び売掛金	753,826	短期借入金	125,600
営業投資有価証券	1,042,651	1年内返済予定の長期借入金	393,194
営業貸付金	455,415	リース債務	247,203
販売用不動産	4,038,343	未払法人税等	75,228
商 品	192,176	賞与引当金	146,703
そ の 他	398,443	そ の 他	1,273,293
貸倒引当金	△92,518	固 定 負 債	6,626,556
固 定 資 産	7,290,019	長期借入金	6,041,300
有 形 固 定 資 産	6,299,105	リース債務	388,207
建物及び構築物	4,858,325	繰延税金負債	64,885
工具、器具及び備品	834,490	退職給付に係る負債	99,040
土 地	519,734	そ の 他	33,122
建設仮勘定	300	負 債 合 計	9,018,467
そ の 他	86,255	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	616,310	株 主 資 本	6,329,582
の れ ん	129,334	資 本 金	6,462,099
そ の 他	486,976	資 本 剰 余 金	4,987,549
投 資 そ の 他 の 資 産	374,602	利 益 剰 余 金	△5,120,066
投資有価証券	65,865	その他の包括利益累計額	△918
長期貸付金	33,336	その他有価証券評価差額金	6,249
繰延税金資産	8,445	為替換算調整勘定	△7,167
そ の 他	267,025	新株予約権	78,503
貸倒引当金	△70	非支配株主持分	1,031,953
資 産 合 計	16,457,588	純 資 産 合 計	7,439,120
		負債及び純資産合計	16,457,588

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,107,368
売上原価	4,736,690
売上総利益	3,370,678
販売費及び一般管理費	3,192,590
営業利益	178,088
営業外収益	
受取利息	788
持分法による投資利益	6,305
助成金収入	55,450
その他の	9,620
	72,165
営業外費用	
支払利息	124,112
為替差損	6,598
支払手数料	3,625
その他の	73
	134,409
経常利益	115,844
特別利益	
関係会社株式売却益	3,151
新株予約権戻入益	5,011
	8,162
特別損失	
固定資産除却損	5,066
関係会社株式評価損	320
	5,387
税金等調整前当期純利益	118,619
法人税、住民税及び事業税	125,698
法人税等調整額	△31,031
	94,667
当期純利益	23,952
非支配株主に帰属する当期純損失	△106,853
親会社株主に帰属する当期純利益	130,806

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2020年10月1日残高	6,462,062	5,016,132	△5,183,778	6,294,416
当連結会計年度中の変動額				
新株の発行	36	36	－	73
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	△28,619	－	△28,619
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	130,806	130,806
持分法の適用範囲の変動	－	－	△67,094	△67,094
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	36	△28,582	63,711	35,165
2021年9月30日残高	6,462,099	4,987,549	△5,120,066	6,329,582

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2020年10月1日残高	△3,380	△32,833	△36,213	64,045	982,133	7,304,381
当連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	73
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	△28,619
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	130,806
持分法の適用範囲の変動	－	－	－	－	－	△67,094
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	9,629	25,665	35,295	14,457	49,819	99,573
当連結会計年度中の変動額合計	9,629	25,665	35,295	14,457	49,819	134,738
2021年9月30日残高	6,249	△7,167	△918	78,503	1,031,953	7,439,120

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,990,783	流 動 負 債	465,285
現金及び預金	925,040	買掛金	31,911
売掛金	267,358	短期借入金	40,000
営業投資有価証券	495,616	リース債務	19,688
販売用不動産	4,052,896	1年内返済予定の長期借入金	159,894
前渡金	4,400	未払金	35,667
前払費用	48,431	未払費用	68,555
営業貸付金	455,415	未払法人税等	31,335
短期貸付金	731,124	預り金	11,999
その他の他	272,698	前受金	13,977
貸倒引当金	△262,197	賞与引当金	23,345
		その他の他	28,911
固 定 資 産	1,585,164	固 定 負 債	2,297,962
有 形 固 定 資 産	736,490	長期借入金	2,046,250
建物	158,701	リース債務	39,335
工具、器具及び備品	85,641	退職給付引当金	99,040
土地	492,147	繰延税金負債	911
無 形 固 定 資 産	11,761	その他の他	112,424
ソフトウェア	9,809	負 債 合 計	2,763,248
その他の他	1,952	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	836,912	株 主 資 本	5,743,583
投資有価証券	1,348	資 本 金	6,462,099
関係会社株式	267,198	資 本 剰 余 金	4,027,322
出資金	568	資 本 準 備 金	4,027,322
関係会社出資金	383,638	利 益 剰 余 金	△4,745,838
長期貸付金	50,716	利 益 準 備 金	47,303
その他の他	133,551	その他利益剰余金	△4,793,142
貸倒引当金	△107	繰越利益剰余金	△4,793,142
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,213
		その他有価証券評価差額金	6,213
		新 株 予 約 権	62,903
		純 資 産 合 計	5,812,699
資 産 合 計	8,575,948	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,575,948

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,782,808
売上原価		261,646
売上総利益		1,521,162
販売費及び一般管理費		1,199,986
営業利益		321,175
営業外収益		
受取利息	20,245	
受取配当金	4,712	
その他	167	25,125
営業外費用		
支払利息	5,611	
貸倒損失	51,883	
貸倒引当金繰入額	154,178	211,673
経常利益		134,627
特別利益		
関係会社株式売却益	3,136	
新株予約権戻入益	5,011	8,147
特別損失		
固定資産除却損	640	
関係会社株式評価損	354,081	
関係会社出資金評価損	57,572	412,294
税引前当期純損失		△269,519
法人税、住民税及び事業税		△31,010
当期純損失		△238,509

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
2020年10月1日残高	6,462,062	4,027,285	47,303	△4,554,632	5,982,019	
事業年度中の変動額						
新株の発行	36	36	—	—	73	
当期純損失	—	—	—	△238,509	△238,509	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	36	36	—	△238,509	△238,436	
2021年9月30日残高	6,462,099	4,027,322	47,303	△4,793,142	5,743,583	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年10月1日残高	△4,880	△4,880	48,445	6,025,584
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	73
当期純損失	—	—	—	△238,509
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	11,093	11,093	14,457	25,551
事業年度中の変動額合計	11,093	11,093	14,457	△212,884
2021年9月30日残高	6,213	6,213	62,903	5,812,699

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月17日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 月本洋一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤恭治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィンテック グローバル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月17日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 月本洋一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤恭治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月17日

フィンテック グローバル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 川崎 史 顯 ㊟

監査等委員 太田 健 一 ㊟

監査等委員 鈴木 健次郎 ㊟

監査等委員 大山 亨 ㊟

(注) 監査等委員川崎史顯、太田健一、鈴木健次郎及び大山亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7



交通のご案内

JR有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

〈ご参考〉

JR	東京駅・丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)	東京メトロ日比谷線	日比谷駅より徒歩5分 銀座駅より徒歩6分
東京メトロ銀座線	銀座駅より徒歩7分 京橋駅より徒歩7分	東京メトロ千代田線	二重橋前駅より徒歩5分 日比谷駅より徒歩7分
東京メトロ丸ノ内線	銀座駅より徒歩5分	都営地下鉄三田線	日比谷駅より徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

